

危機レベル別の本部体制

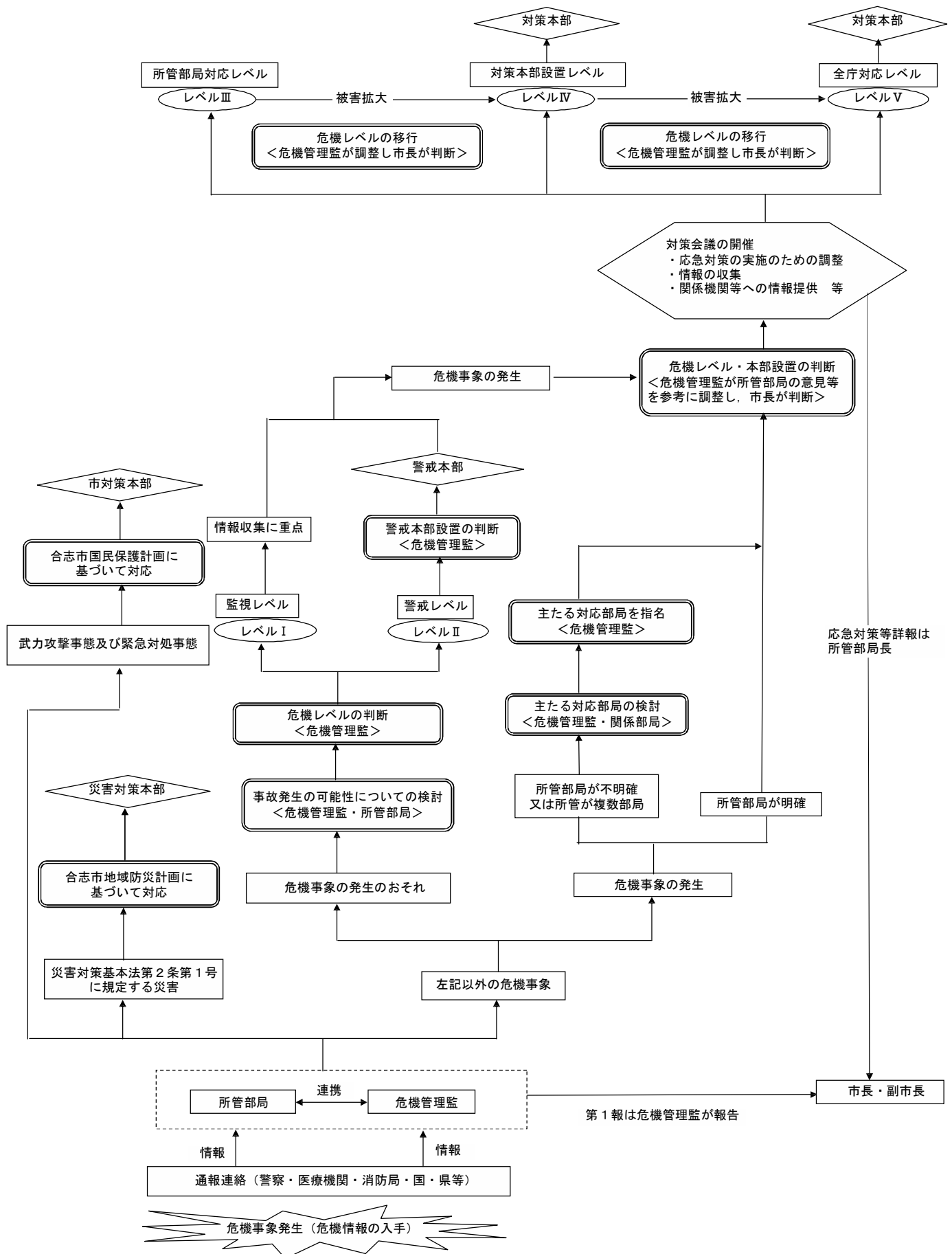
危機レベル	危機レベルⅠ～Ⅱ（警戒レベル）	危機レベルⅢ～Ⅳ（対策本部設置レベル）	危機レベルⅤ（全庁対応レベル）
設置区分	警戒本部 被害の発生に備えた対応	対策本部 所管部局又は複数部局で対応	対策本部 全庁的又は特に重大な案件への対応
設置者	危機管理監	市長	市長
本部長	危機管理監	市長	市長
副本部長	主たる対応部長	副市長	副市長
本部員	関係部長 その他必要と認める者	関係部長、危機管理監 その他必要と認める者	教育長、水道局長、消防局長 危機管理監 その他必要と認める者
主な所掌事務	・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項	・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項	・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な掌握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その危機対応を実施するため必要な事項
本部会議開催場所	設置者が定める場所	主たる対応課	市役所庁議室

対策会議		対策会議（対策本部会議に置く）	対策会議（対策本部会議に置く）
主宰者		主たる対応部長	危機管理監
構成員		関係課長、総務課長 その他必要と認める者	各部長、その他必要と認める者
主な所掌事務		・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機関係情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項	・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機関係情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項

事務局	総務課	主たる対応部局（総務課）	危機管理防災総務課
所掌事務	・ 当該危機に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 収集した情報の関係部局への提供 ・ その他本部の庶務に関する事項	・ 当該危機対策に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項	・ 当該危機対策に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項

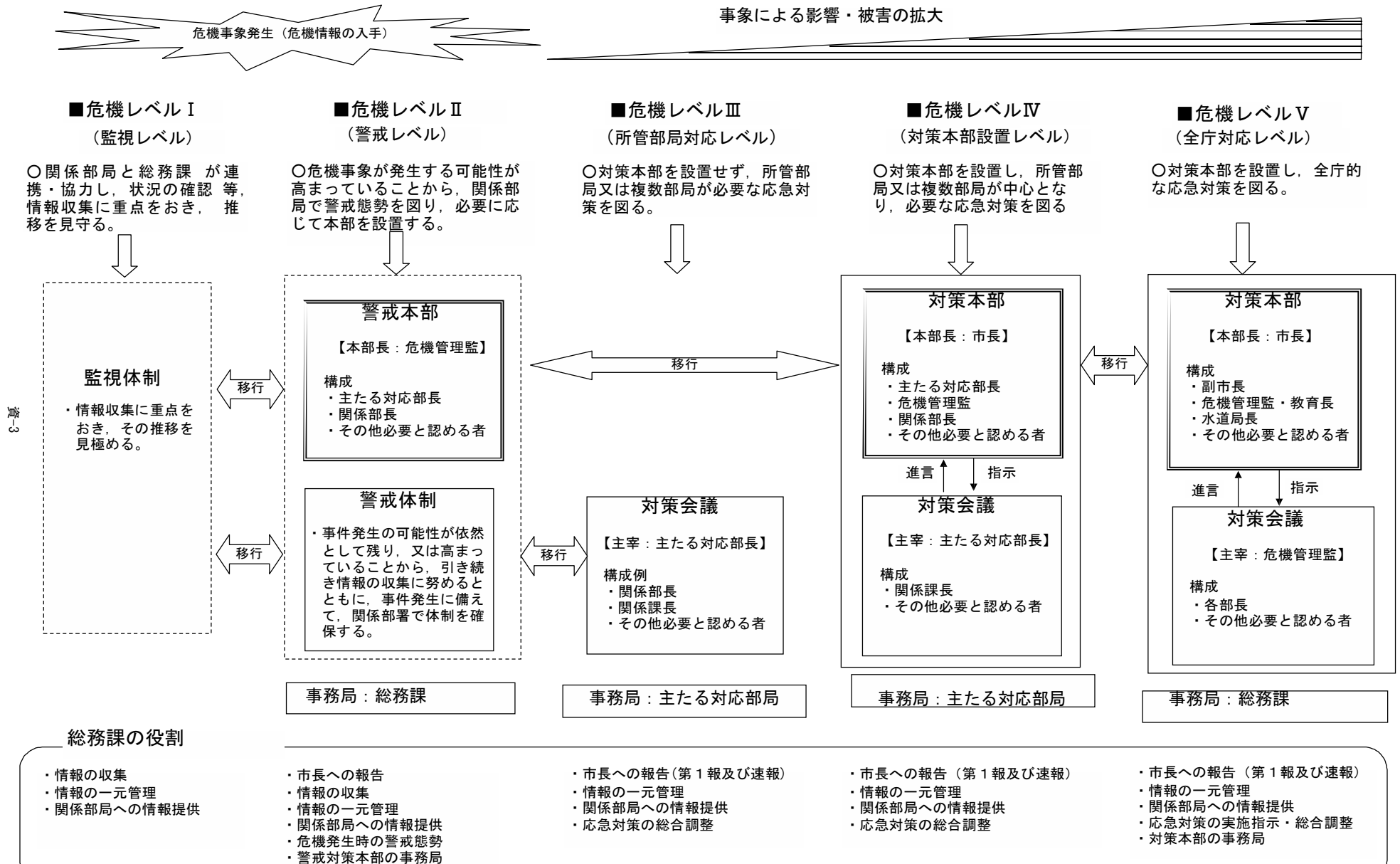
危機事象発生時のフローチャート

別紙 2

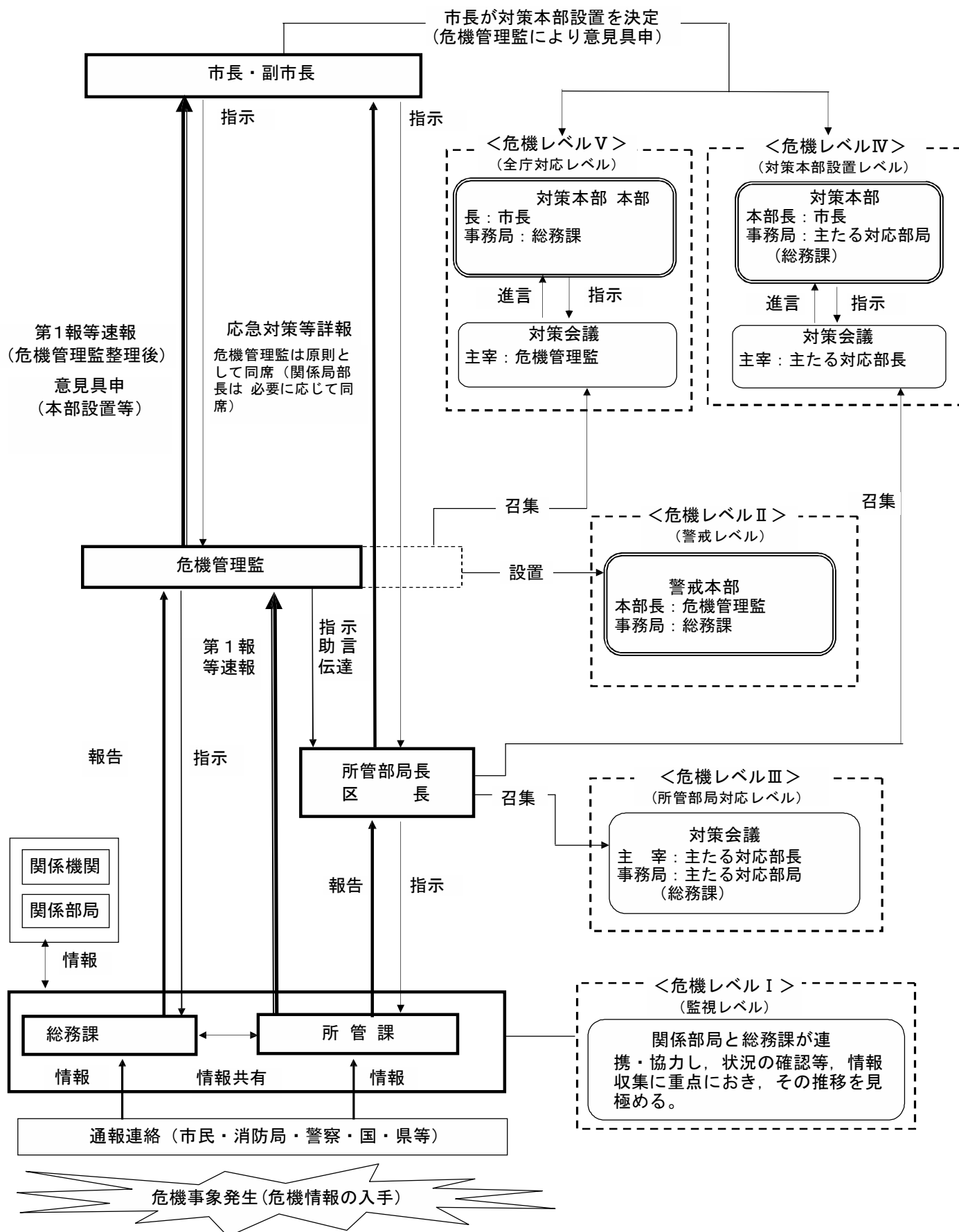


危機レベルに応じた体制の概要

別紙3



危機事象発生時の連絡系統図



危機事象発生状況報告書

平成 年 月 日 時 分現在

標 題	(第 報) について	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分	
発生場所		
危機事象 発生の概要		
被害 の 状 況	人的被害	死傷者[有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み) 約 _____ 名 そのうち死者 _____ 名
	物的被害	[有 ・ 無 ・ 不明] (○囲み)
	その他	
対応の状況		
その他特記事項		

発信者	氏 名	
	所 属	
	連絡先	

受信者	受信日時	平成 年 月 日 () 時 分
	氏 名	
	所 属	
	処理事項	

※ 事象覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告してください。

危機管理対応マニュアルの構成例

大項目	中項目	小項目
1 総 則	(1) 目 的	①マニュアルの目的
	(2) 定 義	①用語の定義 ②対象とする危機事象
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上	①研修，訓練等の実施 ②市民に対する啓発
	(2) 危機管理体制の整備	①危機事象発生時の組織体制 ・対策本部，対策会議の設置基準，構成員 ②関係課との連携 ③関係機関との連携
	(3) 情報の収集伝達体制の整備	①情報連絡体制の整備 ・連絡窓口，連絡系統，夜間・休日の体制
	(4) 資機材の整備	①資機材の備蓄と調達
3 応急対策	(1) 初動措置	①初動体制の確立 ②収集すべき情報内容の整理
	(2) 応急対策の検討・決定	①応急対策の検討・決定 ・対策本部，対策会議の設置 ②職員の動員計画 ③全庁的な対応へ移行する判断基準
	(3) 応急対策の実施	①被害者への対応 ・救出，救助，避難，救援等の必要事項 ②被害の拡大防止 ・二次被害の防止 ③関係機関との連携 ・連携すべき関係機関 ・連携して対応すべき具体的な事項 ④広報活動 ・提供する情報内容の整理 ・被害者，市民への情報提供 ・報道機関への情報提供 ・問い合わせ窓口等の設置
4 事後対策	(1) 復旧対策の推進	①生活再建，安全性の確認
	(2) 被害者への救済	①健康診断の実施 ②心の健康相談の実施
	(3) 危機評価と再発防止	①対応の評価 ・危機対応記録の作成 ・課題の抽出 ②マニュアルの見直し，引継ぎ等